

政令第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七十一条第五項（同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百七十二条第二項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船主相互保険組合法施行令の一部改正）

第一条 船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「第三十条第四項及び第五項」を「第三十条第六項及び第七項」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「第二百七十一条第四項（法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。）を「第二百七十一条第五項」に、「法第二百七十一条第一項の」を「同条第一項の」に改め、「又は法第二百七十二條第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会」を削り、同条の表第四百四条第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第二百七十二条第四項	受託者		受託信託会社等
第二百七十二条第七項	受益者	受益証券の権利者	受託信託会社等
	受託者		

第六十七条の表第四百四条第十二項の項中「又は」を「若しくは」に改め、同表第四百四条第十三項の項中「、又は」を「、若しくは」に改める。

第六十八条の見出し中「承認」を「承諾」に改め、同条中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条の表第二百六十九条第三項の項及び第二百六十九条第四項の項を次のように改める。

第二百六十九条第三項	第一項第一号の	第二百七十二條第一項の種類権利者集会の承諾を受ける
------------	---------	---------------------------

第六十八條の表第二百七十一條第四項の項を次のように改める。

	第二百四十二條第二項	第二百五十三條において準用する第二百四十二條第二項
第二百六十九條第四項	第一項第一号 第二百四十四條第三項	第二百七十二條第一項 第二百五十三條において準用する第二百四十四條第三項
第二百七十一條第五項	<p>資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。 ）第二百六十九條第一項（第一号の場合に限る。）</p> <p>資産流動化法第二百七十一條第一項に</p> <p>資産流動化法第二百七十一條</p>	<p>資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二百七十二條第一項</p> <p>同条第二項において準用する資産流動化法第二百七十一條第一項に</p> <p>資産流動化法第二百七十二條第二項に</p>

第一項	元本持分	資産流動化法第二百六十九条 第一項（第一号の場合に限る 。）	第一項
において準用する資産流動化法第二百七 十一条第一項	利益持分	資産流動化法第二百七十二條第一項	

第六十八條の表第二百七十一條第四項において準用する信託法第四百四條第一項及び第二項の項中「第二
百七十一條第四項」を「第二百七十一條第五項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二百七十一條第五項にお いて準用する信託法第三百 三條第四項	受託者	受託信託会社等
第二百七十一條第五項にお いて準用する信託法第三百三 條第四項	受託者	受託信託会社等
第二百七十一條第五項にお いて準用する信託法第三百三 條第四項	受益者	受益証券の権利者
第二百七十一條第五項にお いて準用する信託法第三百三 條第四項	受託者	受託信託会社等

条第七項

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第七項の項及び第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第八項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改め、同表第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第九項の項を次のように改める。

第二百七十一条第五項において準用する信託法第四百四条第九項	受託者	受託信託会社等
	受益権	特定目的信託の受益権
	受益者	受益証券の権利者

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第十項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に、「第四百四条第十項」を「第四百四条第十一項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二百七十一条第五項において準用する信託法第四百四条第十項	受託者	受託信託会社等
	受益権の	特定目的信託の受益権の

第六十八条の表第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第十一項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に、「第四百四条第十一项」を「第四百四条第十二項」に、「第二百七十一条第五項（第一号の場合に限る。）」を「第二百七十二条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第十二項の項中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に、「第四百四条第十二項」を「第四百四条第十三項」に、「第二百七十一条第一項」を「第二百七十二條第二項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項」に、「第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）」を「第二百七十二條第一項」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第一項の項から第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第四項の項までの規定中「第二百七十一条第四項」を「第二百七十一条第五項」に改める。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）

第一条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第十四条第三項に規定する内容を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融機関は、当該申請人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申請人に対し、法第十四条第三項に規定する内容の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申請人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正案	現行
<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十四条 金融庁長官は、法第五十四条第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十条第六項及び第七項の規定による臨時総会の招集の認可</p> <p>四十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十四条 金融庁長官は、法第五十四条第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十条第四項及び第五項の規定による臨時総会の招集の認可</p> <p>四十三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案

第二百四十四条第一項及び第二項				第三百三条第七項	第三百三条第四項	読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>（反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え）</p> <p>第六十七条 法第二百七十一条第五項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
(略)	(略)	受託者	受益者	受託者	受託信託会社等				
(略)	(略)	受託信託会社等	受益証券の権利者	受託信託会社等					

現行

第二百四十四条第一項及び第二項				(新設)	(新設)	読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>（反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え）</p> <p>第六十七条 法第二百七十一条第四項（法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				

第百四条第十三項			第百四条第十二項			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<p>資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、若しくは記録する事項に係る特定目的信託契約の変更</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

第百四条第十三項			第百四条第十二項			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<p>資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)		
(略)	(略)	(略)
(略)	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、若しくは記録する事項に係る特定目的信託契約の変更	(略)

(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

第六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及び第四項並びに法第二百七十一条（同条第五項において準用する信託法の規定を含む。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法等の規	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(略)		
(略)	(略)	(略)
(略)	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更	(略)

(特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

第六十八条 法第二百七十二条第二項の規定において同条第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について法第二百六十九条第三項及び第四項並びに法第二百七十一条（同条第四項において準用する信託法の規定を含む。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法等の規	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

項 第二百七十一条第五	(略)	項 第二百六十九条第四	定
資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。) 第二百六十九条第一項(第一号の場合)	(略)	第一項第一号 第二百四十四条第三項	第一項第一号の 種類権利者集会の承諾を受ける
資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。) 第二百七十二条第一項	(略)	第二百七十二条第一項 準用する第二百四十四条第三項	第二百七十二条第一項の 種類権利者集会の承諾を受ける

項 第二百七十一条第四	(略)	項 第二百六十九条第四	定
資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。) 第二百六十九条第一項(第一号の場合)	(略)	第一項第一号	第一項第一号の 種類権利者集会の承諾を受ける
資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。) 第二百七十二条第一項	(略)	第二百七十二条第一項	第二百七十二条第一項の 種類権利者集会の承諾を受ける

項	第二百七十一条第五項において準用する 信託法第百三条第四	受託者	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）	元本持分	資産流動化法第二百七十一条第一項	資産流動化法第二百七十一条第一項	に限る。）
		受託信託会社等	資産流動化法第二百七十二條第一項	利益持分	資産流動化法第二百七十二條第二項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項	同条第二項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項	
		(新設)					
		(新設)		元本持分	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）	資産流動化法第二百七十一条第一項	に限る。）
		(新設)		利益持分	資産流動化法第二百七十二條第一項	資産流動化法第二百七十二條第二項において準用する資産流動化法第二百七十一条第一項	

第二百七十一条第五項	第二百七十一条第五項において準用する信託法第四百四条第八項	第二百七十一条第五項において準用する信託法第四百四条第七項	第二百七十一条第五項及び第二項	第二百七十一条第五項において準用する信託法第四百四条第一項及び第二項	第二百七十一条第五項において準用する信託法第四百四条第一項及び第二項	第二百七十一条第五項	第二百七十一条第五項	第二百七十一条第五項	第二百七十一条第五項
受託者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受託者	受託者	受託者	受託者
受託信託会社等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受託信託会社等	受託信託会社等	受託信託会社等	受託信託会社等

第二百七十一条第四項	第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第八項	第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第七項	第二百七十一条第四項及び第二項	第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第一項及び第二項	第二百七十一条第四項において準用する信託法第四百四条第一項及び第二項	第二百七十一条第四項	第二百七十一条第四項	第二百七十一条第四項	第二百七十一条第四項
受託者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
受託信託会社等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

項において準用する 信託法第百四条第九 項	受益権	特定目的信託の受益権	第二百七十一条第五 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	第二百七十一条第五 項において準用する 信託法第百四条第十 二項	(略)	(略)	(略)
	受益者	受益証券の権利者		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
項において準用する 信託法第百四条第十 項	受益権の	特定目的信託の受益権の	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	(略)
	受託者	受託信託会社等		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
項において準用する 信託法第百四条第十 二項	(略)	資産流動化法第百七十 二条第一項の規定により 資産信託流動化計画に記	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	(略)
	(略)	資産流動化法第百七十 二条第一項の規定により 資産信託流動化計画に記		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

項において準用する 信託法第百四条第九 項	受益権の	特定目的信託の受益権の	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
項において準用する 信託法第百四条第十 二項	(略)	資産流動化法第百六十 九条第一項(第一号の場 合に限る。)の規定によ	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 一項	(略)	(略)	(略)
	(略)	資産流動化法第百六十 九条第一項(第一号の場 合に限る。)の規定によ		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

					第二百七十一条第五 項において準用する 信託法第百四条第十 三項	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
載し、若しくは記録する 事項に係る特定目的信託 契約の変更	資産流動化法第二百七十 二条第二項において準用 する資産流動化法第二百 七十一条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	資産流動化法第二百七十 二条第一項の規定により 資産信託流動化計画に記 載し、若しくは記録する 事項に係る特定目的信託 契約の変更
					第二百七十一条第四 項において準用する 信託法第百四条第十 二項	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
り資産信託流動化計画に 記載し、又は記録する事 項に係る特定目的信託契 約の変更	資産流動化法第二百七十 一条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	資産流動化法第二百六十 九条第一項（第一号の場 合に限る。）の規定によ り資産信託流動化計画に 記載し、又は記録する事 項に係る特定目的信託契 約の変更

第二百七十一条第五項において準用する信託法第二百六十二条第四項			第二百七十一条第五項において準用する信託法第二百六十二条第三項			第二百七十一条第五項において準用する信託法第二百六十二条第二項			第二百七十一条第五項において準用する信託法第二百六十二条第一項		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第四項			第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第三項			第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第二項			第二百七十一条第四項において準用する信託法第二百六十二条第一項		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

三 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第十四条第三項に規定する内容を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。次項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た金融機関は、当該申請人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申請人に対し、法第十四条第三項に規定する内容の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申請人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（借入金の限度額）</p> <p>第一条の二 法第二十九条第二項に規定する政令で定める金額は、三億九千万円とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（借入金の限度額）</p> <p>第一条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第二十九条第二項に規定する政令で定める金額は、三億九千万円とする。</p>

附 則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。